

商品概要説明書

オリエントコーポレーション保証フリーローン

(2019年4月1日現在)

商品名	フリーローン
ご利用いただける方	○お申込時の年齢が満20歳以上75歳未満であり、ご完済時の年齢が80歳未満の安定・継続した収入の見込める方。 ○当JA指定の保証機関(株オリエントコーポレーション)の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金用途	○生活向上に関するすべての資金とします。
借入金額	○10万円以上500万円以下とし、1万円単位とします。
借入期間	○6か月以上10年以内
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(当JAの定める短期プライムレート)により年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細は、当JA融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6か月ごとの特定月に増額して返済する方式)のいずれかをご選択いただけます。 ただし、特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内とします。
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関(株オリエントコーポレーション)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ただし、(株オリエントコーポレーション)が必要と定めた場合には、連帯保証人が必要となります。
保証料	○約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年2.0%、年2.8%、年5.0%、年7.0%のいずれかとします。 ※保証料率は(株オリエントコーポレーション)の審査により決定いたします。
手数料	○お借入に際しては、当JA所定の手数料が必要となります。 また、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合やご返済条件を変更される場合などにつきましても、当JA所定の手数料が必要となります。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または当 J A 担当部署^(注)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>（注）担当部署…当 J A の窓口にお尋ねください。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当 J A 担当部署^(注)または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>（注）：担当部署…当 J A の窓口にお尋ねください。</p> <p>なお、直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

長野県 J A バンク